

## 鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度実施要領

### (趣旨・目的)

第1条 女性活躍推進に向けた独自の取組を宣言する企業を募集し、宣言企業を鹿児島県女性活躍推進会議の登録企業として取組を支援することで、女性活躍に係る企業トップ及び管理職の意識改革を図るとともに、女性活躍の推進に係る取組の県内企業への普及を図り、もって自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮し、男女がともに安心していきいきと働くことができる「鹿児島」の実現に資する。

### (宣 言)

第2条 本要領に基づく「女性活躍推進宣言」を行うことができる企業は、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く）（以下「企業」という。）とし、過去3年間において、法令に違反する重大な事実がないこととする。

2 企業は職場の実態や実情等を踏まえ、女性の活躍に資する内容の取組を選定し、その取組を宣言するものとする。

3 企業は宣言内容の実現に向け、最大限の努力をするものとする。

### (申 請)

第3条 宣言を行い登録を受けようとする企業は、「鹿児島県女性活躍推進宣言企業登録申請書」（別紙様式1）を鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）（以下「事務局」という。）に提出する。

### (調査・登録)

第4条 事務局は、前条により企業が提出した内容について、登録に際し調査を行い、申請内容が適当な場合、その旨鹿児島県女性活躍推進会議会長（以下「会長」という。）に報告し、登録企業とする。

2 鹿児島県女性活躍推進会議構成団体は、登録企業の名称、宣言内容の周知に努め、登録企業の取組を支援するとともに、県内企業への普及を図るものとする。また、事務局は登録企業の所在地を管轄するハローワークにその旨通知する。

### (登録変更)

第5条 登録企業は、第3条の規定による申請内容に変更があったときは、速やかに、「鹿児島県女性活躍推進宣言企業登録変更申請書」（別紙様式2）を事務局に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合の取り扱いは、前条に準じるものとし、申請内容を適当と認めた場合、登録内容を変更するものとする。

(登録の取消)

第6条 事務局は登録企業が法令違反その他の事由により「女性活躍推進宣言企業」として適当でなくなつたと認めるときは、会長にその旨報告し、当該登録を取り消すことができる。

2 登録企業は、「女性活躍推進宣言企業」の登録を辞退しようとするときは、その旨、事務局に申し出るものとする。

3 事務局は、前項の規定による申出があつたときは、会長にその旨報告し、登録を取り消すものとする。

(取組状況の調査)

第7条 事務局は、必要があると認めるときは、登録企業における女性活躍推進の取組状況について、調査を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、「鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度」について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成29年6月1日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和3年4月1日から施行する。